

最高裁秘書第4372号

平成30年10月31日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

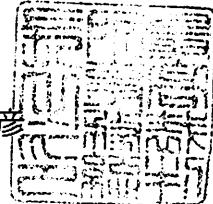
諮問番号 平成30年度（最情）諮問第49号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

平成30年10月26日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸



### 理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

#### 1 諒問日等

##### (1) 諒問日

10月26日

##### (2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

#### 2 理由

##### (1) 開示申出の内容

新任の最高裁判所調査官に対し、その職務内容を説明するときに使用している文書（最新版）

##### (2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、9月28日付で不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### (3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 最高裁判所内において、本件開示請求に係る文書を探索したが、該当文書は存在しなかった。なお、新任の最高裁判所調査官に対しては、その職務内

容について、他の最高裁判所調査官等から必要に応じて説明を行っており、最高裁判所として新任の最高裁判所調査官に対して職務内容を説明するための文書を作成し、交付する必要はない。

イ したがって、原判断は相当である。